

令和6年5月31日

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）

サイバーセキュリティ戦略本部第40回会合の開催について

サイバーセキュリティ戦略本部（本部長：内閣官房長官）の第40回会合が持ち回り開催されたところ、その概要は以下のとおり。

1. デジタル社会の実現に向けた重点計画案に対するサイバーセキュリティ戦略本部の意見（案）について（決定）

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第38条第8項において準用する同条第4項の規定及び官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第8条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき、デジタル社会の実現に向けた重点計画案に対するサイバーセキュリティ戦略本部の意見が決定された。

本日の会議資料は、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターの Web サイトで公表する。
（ <https://www.nisc.go.jp/council/cs/index.html#cs40> ）